## 意見書

平成 19 年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ 氏 名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。 以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

	検証項目			意見
1 指	(1) 第一	ア指		【現行制度の継続の必要性(ネガティブリスト方式の継続)】
定電	種指定電気	定要		・ NTT 東西の設置する端末系伝送路設備は、独占的な線路敷設基盤を用いて構築されている以上、ボトルネック性を
気 通	通信設備に	件に		有することは明らかであり、これらのボトルネック性を有する電気通信設備と一体として設置される電気通信設備の
信 設	関する検証	関する		総体を第一種指定電気通信設備として指定し、各種規制を適用することは、電気通信の健全な発展のために不可欠
備制		検証		であると考えます。
度に				・ また、公正な競争環境を確保するためには、第一種指定電気通信設備の指定にあたって、ボトルネック性を有する
関す				設備が一定期間指定されないという事態を避ける必要があることから、現行のネガティブリスト方式を継続することが
る検				適当であると考えます。
証				
				【現行制度の継続の必要性(端末系伝送路設備のカウント方法)】
				・ NTT 東西が独占的に構築した線路敷設基盤を用いて端末系伝送路設備を設置していることを考えると、公正競争環
				境を実現するためには、第一種指定電気通信設備の指定にあたって、端末系伝送路設備についてその種別(メタル
				/ 光)を区別せず指定を行うという現行制度を維持することが、不可欠であると考えます。

検証項目	関連規	意見
	定等	
イ 指		【現行指定の範囲の継続(NTT 東西の地域 IP 網について)】
定の		・ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT がそのボトルネック性が失われたことを挙証しな
対象		い限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが適当であると考えます。
に関		・ 特に、現行指定されているNTT東西の地域IP網及び光アクセス回線については、以下に述べるように実質的な代替
する検		性がなく、ボトルネック性が存在することから今後も継続して第一種指定電気通信設備とすることが適当と考えます。
証		・ 現状の地域 IP 網は NTT 東西と接続事業者間の競争が進展している状況になく、NTT 東西の地域 IP 網と接続事業
		者の地域 IP 網には実質的な代替性がないことから、NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れる
		ことは不適当であると考えます。事業者間の競争を進展させるためには、少なくとも、固定電話におけるマイライン利
		用者が複数の事業者を選択し得るように、B フレッツ利用者においても複数の事業者の地域 IP 網を選択し得る環境
		にあることが必要であると考えます。
		・ このような競争が進展していない現状において、NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れた場
		合、NTT東西のBフレッツサービスの利用者料金にも影響を及ぼし、利用者利便を低下させることになると考えます。
		具体的には、現在NTT東西の地域IP網が指定設備とされ接続料の規制が課せられていることにより、NTT東西のB
		フレッツサービスに係る利用者料金とそれに係る接続料の適正性を検証するためにスタックテストが実施されること
		になっています。 しかしながら、NTT 東西の地域 IP 網が指定設備から外されると、NTT 東西の地域 IP 網の接続料が
		非公開となり、スタックテストが実施されないことで利用者料金とその原価となる接続料の適正性の検証が行われな
		〈なり、利用者料金の高止まり等を引き起こすことになりかねないと考えます。
		・ このため、現状、地域 IP網は電気通信事業法施行規則第23条の2第4項にある「当該設備との接続が利用者の利
		便の向上及び電気通信の総合的且つ合理的な発達に不可欠なもの」として、ボトルネック性を有すると考えます。事
		業者間の競争を進展させ、B フレッツ利用者に対する地域 IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させる
		ためにも、光アクセス回線における分岐端末回線単位での接続が必要であり、その実現方法として地域 IP 網での接

検証項目	関連規	意見
	定等	
		続も考えられることから NTT 東西の地域 IP 網は継続して第一種指定電気通信設備とされることが必要であると考えます。
		・・・また、ISP 事業者にとっても NTT 東西の地域 IP 網との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じるた
		め、この観点からも NTT 東西の地域 IP 網にはボトルネック性が存在すると言えます。
		│・ このように、前述したNTT東西の地域IP網とあわせて、光アクセス回線及びそれと一体として設置される設備につい│
		ても引き続き第一種指定電気通信設備とされ、公正競争環境を実現するために十分な開放ルールが整備されること
		が喫緊の課題であり、早期に光アクセス回線の1分岐単位の貸し出しを実現すべきと考えます。なお、弊社共は、光
		アクセス回線の 1 分岐回線単位の接続とそれを実現するため、地域 IP 網設備との接続も含めて接続要望を NTT 東
		西に提出しているところです。
		添付資料 1「現行指定の範囲の継続~NTT 東西の地域 IP 網について~」をご参照願います。
		・ 光アクセス(シェアドアクセス)回線は、現行接続事業者も NTT 東西も同等に 8 分岐回線単位ですが、この 8 分岐単
		位の貸し出しは、設備稼働率がサービス提供コストに大き〈影響する構造となっています。接続事業者がこのルール
		のもと、狭い光配線区域内で複数の事業者が競争することとした場合、必然的に顧客が分散化する傾向が生じ、各
		事業者による設備稼働が向上しないことにより、コスト高となる構造上の問題が存在します。このため、接続事業者
		は事業としてサービスを提供できない状況となっており、光アクセス回線についても引き続き第一種指定電気通信設
		備とされ、公正競争が確保される十分なルール整備を図っていくことが必須であると考えます。
		・ また、NTT においては、公社時代の含み益の存在や PSTN 等の収益といった優位性が存在しており、競争事業者と
		異なり、FTTH 立ち上げ期の赤字構造に耐え得る要素があることも考慮されるべきと考えます。
		添付資料 2 「新しい競争ルールの在り方に関する作業部会」 第 5 回ヒアリング 追加説明用資料を参照願い

検証項目	関連規 定等	意見
		ます。  【光 IP 電話用ルータの再指定】  ・ OAB-J IP 電話(ひかり電話)の提供に係るルータは、当初は第一種指定電気通信設備として指定がなされながらも、平成 13 年にその指定が外され、現在に至っています。しかしながら、OAB-J IP 電話については、NTT 東西が提供を開始した平成 16 年度末における加入数が 187,029 であったものが、平成 18 年 12 月末には 3,354,795 加入と約 18 倍に増加しており、平成 13 年と状況は大き〈異なっています。加えて、NTT 東西は固定電話市場における独占的な地位を梃子にして OAB-J IP 電話の加入数を増加させており、固定電話に代わり主流の市場となる当該市場においても再び独占的な地位を確立しつつあります。  ・ すなわち、NTT 東西の提供する OAB-J IP 電話の提供に係るルータは、いまや「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠〈ことのできない電気通信設備」であり、当該ルータを第一種指定電気通信設備として早急に指定すべきであると考えます。  [NGN の指定]
		・ NTT 東西の NGN については、ブロードバンド市場の発展の鍵となる存在であることから、当該ネットワークを巡るあらゆる競争制限的・競争阻害的要因を排除することが、最重要課題の一つであると考えます。 ・ NTT 東西の NGN については、前述の NTT 東西の地域 IP 網と同様に取り扱われ、当初からそのすべて(ブラットフォーム機能や各種ルータ等)を第一種指定電気通信設備として指定することが必要です。 ・ 特に、様々なサービスが同一ネットワーク上で提供される IP 化時代においては、ボトルネック性を有する加入者回線とそれと一体で設置される設備に対する規制の重要性がより一層増すことは確実であり、加入者回線はもちろんのこと、それと一体として設置されるNTT東西の OLT に関しては、引き続き規制対象として維持する必要があり、NTT 東西の NGN においても、OSU 共用が実現されることが必須であると考えます。

検証項目		関連規	意見
		定等	
(2)第二	ア指		特になし
種指定電気	定 要		
通信設備に	件に		
関する検証	関する		
	検証		
	イ 指		特になし
	定の		
	対 象		
	に関		
	する検		
	証		
( 3 ) 3	ア第		特になし
禁止 -	二種		
行為   1 )			
に関指	電気		
する定	通信		
検証 電	設 備		
気	に係る		
通	禁止		
信	行 為		
設	規制		

検証項目				関連規	意見
				定等	
	備	の	適		
	に	用	事		
	係	業	者		
	る	の	指		
	禁	定	要		
	止	件	に		
	行	関す	ける		
	為	検討	Ē		
	に				
	関				
	す	1	禁	電気通	【接続に関して知り得た情報の目的外利用】
	る	止	行	信事業	・ 利用者が、NTT 東西以外の事業者が提供する直収電話、ADSL、FTTH サービス等を申し込む際、NTT 東西の 116
	検	為	規	法第 30	窓口にて名義人情報、回線状況等の確認を行うケースがありますが、このとき、競争事業者のサービス加入を目的
	証	制	の	条第3項	とした問合せであることが判明した場合、競争事業者のサービス契約状況に関する情報等、本来利用者が説明不要
		運	用	第1号	な情報まで NTT 東西の 116 窓口担当者より尋ねられる場合があります。
		状	況		また、NTT 東西の一部地域においては、NTT 東西の支店・代理店から弊社の利用者に対し、弊社サービスから NTT
		に	関		東西の FTTH サービスへの切り替えを勧誘する電話営業が行われており、弊社利用者から弊社にもクレームが寄せ
		する	検		られるケースが発生しています。例えば、当該利用者の申告によると、当該利用者が弊社 ADSL サービスを利用して
		証			いることをNTT 東西が把握していることに疑念を感じ、NTT 東西に確認をしたところ、ADSL サービスの提供にはNTT
					回線を利用する必要があるため、NTT 東西は ADSL の提供事業者も把握しているという趣旨の説明が、NTT 東西よ
					りあったとのことです。

検証項目	関連規 定等	意見
	A2-13	・ このようにして、NTT 東西が接続に係る業務に関連して入手した情報を自社の営業行為等に利用している場合、その行為は"接続に関して知り得た情報の目的外利用"となり、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触する可能性があるものと考えられます。 ・ NTT 東西からは、相互接続で知り得た情報を利用した営業活動を禁止するといったファイアーフォール措置等を実施している主旨の説明や報告がなされていますが、前述の事例を踏まえ、116窓口への問合せにおけるNTT側の対応状況及びその後の情報の活用方法、並びに接続に係る業務において知り得た情報のNTT社内における流用状況に関して徹底した実態調査を実施し、NTT東西が競争事業者の顧客情報を自社の営業行為に利用する等の不適切な行為を行っていないか検証すべきと考えます。また、検証の結果そのような行為が見つかった場合には、ただちに是正措置を講じる必要があると考えます。
	電気通	【自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供】
	信事業	・ 現在、一部のドコモショップにおいて、NTT東日本のサービスであるBフレッツの販売が行われていますが、単純な併
	法第 30	売ではなく、NTT ドコモの携帯電話と B フレッツをセットにして割引を行う(例:B フレッツに加入した場合、NTT ドコモ
	条第3項	の携帯電話端末代金を1万円割引)等の販売方法が採用されているところもあります。
	第2号	・ これは、指定電気通信事業者(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。以下同じ。)同士が連携して営業を実施しているものであり、特にセット割引の実施については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)において「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が電気通信事業法上問題となる行為とされていることに照らすと、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触する可能性があるものと考えます。 ・ つきましては、NTTドコモとNTT東西における共同営業行為が、電気通信事業法第30条第3項第2号の観点から問題がないか否かについて、競争セーフガード制度の検証過程において明らかにし、問題となる行為等がある場合

検証項目	関連規 定等	意見
		には、直ちに是正措置を講じて頂くことを希望します。 ・ また、同様の共同営業行為をNTT 東西が実施する場合には、NTT 東西は本来地域通信事業を経営する会社であることから、NTT 法第2条第5項に定める活用業務に係る認可が必要と考えます。 ・ 更に、現状、本項の事例のようにNTTドコモが主体となってNTT 東西との間で共同営業行為を行う場合に活用業務制度のような規制は存在せず、NTTドコモの市場支配力行使に関するガイドライン等も存在していないため、今後FMC の実施等によりNTT グループによる連携がより強化されることに鑑み、NTTドコモを対象とした、共同営業等の市場支配力行使に関するガイドラインの策定が必要と考えます。なお、当該ガイドラインの策定までの当面の間の措置として、共同ガイドラインにおいて、NTT グループ各社の禁止行為に該当する具体的事例の充実化等を図ることが必要と考えます。
		【一部の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い(ISP に対する差別的取扱い)】 ・ NTT 東西は B フレッツ及びフレッツ・光プレミアム(以下、あわせて「B フレッツ」という。)の販売にあたり、一部 ISP のサービスを「プロバイダパック」並びに「with フレッツ」(以下、あわせて「プロバイダパック」という。)という名称で、当該 ISPと相互にセット販売・一括取扱いを実施していますが、NTT 東西のウェブサイト上での告知( )等においてプロバイダパックの対象となっている ISP とそうでない ISP とで取扱いが著し〈異なっている状況です。     NTT 東西ウェブサイトでは、プロバイダパック対象 ISP の取扱いが前面に掲げられており (http://flets.com/opt/s_fee_isp.html?m)、一方で対象外の ISP の情報は深い階層にあり、利用者の能動的な検索行為があって始めて到達できる(http://flets.com/opt/pbd.html?m)という差があります。 ・ NTT 東西の説明によると、プロバイダパックは注文取次業務に係る契約を締結するもので、NTT 東西が営業判断に基づき自由にプロバイダパックの対象となる ISP を選定するとのことであり、弊グループのソフトバンクテレコム株式会社も「ODN」サービスのプロバイダパック取扱いを NTT 東西に申し入れましたが、断られている状況です。

検証項目	関連規 定等	意見
		・ NTT 東西における営業判断の結果とは言え、このように ISP ごとに取扱いに差異が生じる結果、プロバイダパックの対象外とされた ISP は、当該パックの対象になっている他の ISP と同様のサービスを提供可能であるにも係わらず、プロバイダパック対象 ISP と比べて販売機会を失っている状況にあります。 ・ このような行為は、NTT 東西が電気通信業務の提供に際し、実質的に一部の電気通信事業者(ISP)に対し不当に優先的な取扱いを行っていることになるものと解され、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び NTT 再編成時の公正競争要件 (七)の規定に違反している可能性があるものと考えます。 ・ このため、NTT 東西におけるプロバイダパックの取扱いに関し競争セーフガード制度において詳細を検証の上、プロバイダパック対象 ISP 選定に係る NTT 東西の恣意性の排除、プロバイダパック対象 ISP に対する優先的取扱いの是正等の措置を講じる必要があるものと考えます。
		「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」 ・ 株式会社 NTT 東日本-東京中央等の NTT 東西の都道府県域会社(NTT 東西の 100%子会社)は、NTT 東西の商品の他、NTT ドコモの商品を取り扱っています。接続事業者が競合事業者である NTT 東西の子会社に自社商品の取り扱いを委託することは現実的に想定されないため、こうした行為は、NTT 東西が子会社を介して NTT グループの商品・サービスを実質的に優先的に提供していることと同等であると考えます。 ・ このため、NTT 東西が子会社を介して NTT グループの商品を提供することは、"特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない"とする電気通信事業法第30条第3項第2号の規定を脱法的に運用しているものであり、共同ガイドラインにおいて問題となる行為の具体的事例として記載されている「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」に該当するものと考えます。従って、本件に係る規制の運用の実効性を検証の上、電気通信事業法並びに共同ガイドラインの本来の趣旨が実現されるよう必要な措置を講じて頂きたいと考えます。

検証項目	関連規 定等	意見
		[自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供]  ・ NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモは、NTTファイナンス株式会社(NTT持株 87.1%、その他の株式も全て NTTグループが保有)の提供する「NTTグループカード」(http://www.ntt-card.com/)を介し、「おまとめキャッシュパックコース」(http://www.ntt-card.com/omatome_cashback.html)という名で、NTTグループ各社サービスの実質的なセット割引を実施しています。  ・ このような実質的なセット割引は、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、"特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない"とする電気通信事業法第 30 条第 3 項 2 号の規定を脱法的に運用しているものであり、共同ガイドラインにおいて問題となる行為の具体的事例として記載されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するものと考えます。従って、本件に係る規制の運用の実効性を検証の上、電気通信事業法並びに共同ガイドラインの本来の趣旨が実現されるよう必要な措置を講じて頂きたいと考えます。  ・ また、NTT ファイナンス株式会社におけるこの実質的なセット割引の原資が、どこからどのように確保されているかについて明らかにし、グループ内企業を優先的に取り扱っていないか、他のファイナンス会社においても同様の割引を実施することが可能であるかという点についても、あわせて検証すべきであると考えます。

検証項目	関連規 定等	意見
		【回線切替工事等を必要とする電気通信役務における不利な取扱い又は不利な取扱いの示唆による、他の電気通信事業者と利用者との契約締結妨害】 ・ NTT 東日本が回線を提供し、NTT 東日本又は株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(NTT 東日本 100%子会社。以下、「NTT-ME」という。)が PBX 等の保守を行なっている回線において、利用者の意向により弊社への回線切替が生じた際、NTT 東日本又は NTT-ME から利用者に対して、他社への回線切替が行われた場合には保守契約を継続できない(或いは、保守の即時対応を行わない、PBX の設定変更作業を行わない)といったことが伝えられ、利用者が回線切替を躊躇し、結果として弊社のサービス提供に支障をきたすケースがあります。 ・ NTT 東日本におけるこのような行為は、"他の電気通信事業者を不当に不利に取り扱うもの"であり、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触するものと考えられます。また、共同ガイドラインにおいて問題となる行為の具体的事例として記載されている「回線切替工事等を必要とする電気通信役務について、自己又は自己の関係事業者との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させる等不利な取扱いを行い、またはこうした不利な取扱いを締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させる等不利な取扱いを行い、またはこうした不利な取扱いを締結したりまする行為であると考えます。本件については、これらの観点から徹底した検証を実施の上、NTT 東西におけるこのような行為を直ちに是正すべく追加的措置を講じるべきと考えます。また、NTT東日本自身ではなく子会社の工事会社であるNTT-MEにおいてこのような行為がなされることは、子会社を通じて電気通信事業法第30条第3項第2号の適用を免れようとする脱法的行為であり、上記同様に問題であると考えます。このような子会社を通じた、実質的な違反行為に関しても規制の運用の実効性を確保すべく、徹底的な検証を実施の上必要な是正措置を講じるべきと考えます。

検証項目	関連規定等	意見
	<b>正寺</b>	【他の電気通信事業者に対する不当に不利な取扱い(NTT 利用部門と接続事業者の不平等性)】 ・ FTTHに関し、NTT 東西の管理部門にとってはOSU 共用による分岐端末回線毎の接続を実現することがネットワーク構築を行う上で効率的であるにも係わらず、接続事業者から要望がある、この形態での接続を管理部門が認めないというという現在の状況については、管理部門が利用部門と接続事業者とを同等に扱っておらず、当該市場における競争事業者の排除という目的の為に管理部門が利用部門の意向を優先してネットワーク構築を行っているという懸念があります。 ・ このように管理部門が経済効率性を無視して、利用部門の意向のみを考慮した事業運営を行うことは、利用部門と接続事業者の同等性を失わせ、"他の電気通信事業者を不当に不利に取り扱うもの"であり、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触するものと考えます。したがって、FTTH市場における公正な競争を促進するために、前述のとおり OSU 共用の実現による分岐回線単位での接続を直ちに実現するなど、利用部門と接続事業者の不平等性を直ちに是正すべきと考えます。
	電信法第30 条第3項 第3号	【一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律・干渉(ISP に対する差別的取扱い)】 ・ FTTH サービスの販売に関して、一部の量販店等においては、OCN/フレッツの組み合わせのみを取り扱う等、NTT グループのサービスのみを販売推奨している事例が存在しています。更に、この取扱いにおいては、高水準の販売 奨励金に起因すると考えられる様々な販売促進策(例:PC 購入と同時に OCN/フレッツに加入した場合、PC 代金を 数万円割引等)が同時に実施されています。 ・ 量販店等におけるこのようなNTT グループのサービスのみの取り扱いが、NTT 東西又はNTT コミュニケーションズに よる量販店等への不当な規律・干渉に起因している場合、これら NTT グループ各社の行為は電気通信事業法第 30 条第 3 項第 3 号の規定に抵触していることとなります。このため、一部の量販店等が NTT グループ各社に対し優先

検証項目	関連規 定等	意見
	~ 3	的な取扱いを行なっていることに関し、その背景、NTT グループの関与の有無等につき、十分な検証をして頂くことを要望します。 ・ また、本件については、以下の規定にも抵触している可能性があると考えられるため、これらについてもあわせて十分な検証を行うことが必要であると考えます。 - 電気通信事業法第30条第3項第2号 (NTT東西及びNTTコミュニケーションズが互いのサービスを組み合わせて販売しており、実質的にグループ会社に対し優先的な取扱いを実施している。)
3 - 2) 特定 関係事業係 制度に行為規 制の関 で関する 検証	電信法第31条第1項	<ul> <li>【特定関係事業者制度の形骸化】</li> <li>・ ドコモショップにおける B フレッツの販売や、NTT 東西子会社における B フレッツ・NTT ドコモの携帯電話の販売等の営業面での連携の他、NTT 東西による子会社・関連会社への様々な業務(注文受付、設備工事、営業等)の委託の拡大等、現在、NTT グループにおける関係会社及び子会社との連携強化は加速する一方です。例えば、NTT 東西における子会社への業務委託の規模は、施設保全費(1 兆 60 億円:平成 17 年度 NTT 東西合計)でいうと、総額の 81%(8,111 億円:同上)と大きな割合を占めるものとなってきています。また、業務委託先については、株式会社 NTT ファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社等の電気通信事業者以外の事業者も含まれており、業務委託の内容は多岐に渡っている状況です。</li> <li>・ 特定関係事業者制度は、第一種指定電気通信設備を設置する NTT 東西が、自らの子会社や親会社、親会社の子会社等の関連会社との間の役員兼任や、それらの会社との取引においてその他の事業者に対し差別的な取引を行うことを禁止するもので、公正競争上、重要な制度であると認識しています。しかしながら、特定関係事業者の指定については、平成 13 年の NTT 再編成後に NTT コミュニケーションズのみを指定した後は変更・追加が行われていない</li> </ul>

検証項目		関連規	意見
		定等	
			状況であり、現在、市場において進展している NTT 東西と NTT ドコモの連携強化や、NTT 東西の業務委託の拡大等
			を考慮すると、特定関係事業者制度自体が制定当初の趣旨・目的を果たせず、形骸化しているものと考えます。
			・ このような環境変化に対応して、特定関係事業者制度に実効性を持たせるべく、特定関係事業者制度の指定対象範
			囲を見直すべきと考えます。また、この見直しにあわせて、電気通信事業者以外の子会社・関連会社も特定関係事
			業者として取り扱われるようにルール整備すべきと考えます。
(1) 検	証の対象	公正競	【子会社を通じた脱法的な共同営業】
		争 要 件	・ 前項において述べたとおり、NTT 東西は子会社・関連会社への業務アウトソーシングを拡大している状況にありま
		全般	す。 例えば、NTT 東日本の 100%子会社である NTT 東日本-東京中央においては、「マルチメディア携帯ショップ」とい
			う名称で NTT 東日本の商品とあわせ NTT ドコモの携帯電話の販売を実施しており、子会社を通じて実質的な共同営
			業が行われています。
			・ しかしながら、現行の電気通信事業法及び NTT 法では、子会社・関係会社に対する規制が課せられていないことか
			ら、指定設備事業者及び特定関係事業者は、子会社・関係会社への業務移管により、容易に規制の適用を免れるこ
			とが可能であり、グループとして脱法的に事業活動している状況にあると言えます。
			・ 従って、指定電気通信事業者及び特定関係事業者における業務委託や業務提携に係る実態(委託先、委託内容
			等)の検証を実施し、前項で述べた特定関係事業者制度をはじめとする指定電気通信事業者及び特定関係事業者
			に対する各種規制運用の妥当性を検証し、制度本来の主旨からして親会社に課せられている規制は子会社にも適
			用されるべきであると考えられるため、公正競争環境の整備を促進するよう、子会社・関連会社に対し同様の規制を
			課す等の制度の見直しを実施すべきと考えます。
		検証項目 (1)検証の対象	定等 (1) 検証の対象 公 正 競 争 要 件

検証項目	関連規	意見
	定等	
	NTT 再	【NTT グループ内人事交流による実質的な一体経営】
	編 成 時	· NTT 再編成以後、NTT 持株を中心とした NTT 東西、NTT コミュニケーションズ等のグループ会社をまたがる役員の異
	の公正	動が、幅広くかつ頻繁に実施されています。
	競争要	また、NTTは「中期経営戦略」の中で「グループの総合力を発揮する」等の表明を行い、グループ一体経営の強化を
	件(一)	示唆しているところであり、今後もこのような人事交流が更に活発化することが想定されます。
		・ このような人事交流は、NTT 再編成時の公正競争要件(一)に定める、NTT 東西、NTT コミュニケーションズ相互間に
		おける役員兼任の禁止等に抵触するものではありませんが、実質的に NTT グループとしての一体的な経営が行わ
		れていることを示唆するものであり、NTT の独占部門と競争部門を分離し、実質的なグループ一体経営を排除すると
		いった NTT 再編成の趣旨に反するものであると考えます。
		・ 現在、IP 化の進展等によりサービス、ネットワーク等の融合の機運が高まっていますが、NTT が上記の再編成の趣
		旨を没却し、グループ一体経営に回帰した場合には、公正競争環境が損なわれ大きな問題が生じることとなります。
		現行の人事交流に関するルールを整備した当時と比べ、通信業界において様々な環境変化が生じていることを踏ま
		え、公正競争確保のために、NTT グループにおける人事交流の在り方に関するルールを改めて見直すべきと考えま
		<b>इ</b> .
	NTT 再	【NTT グループの共同資材調達】
	編 成 時	· NTT グループ連結での設備投資額は平成 18 年度:2 兆 2369 億(実績)、平成 19 年度:2 兆 900 億と非常に巨額であ
	の公正	り、情報通信産業における設備投資額の過半を占めています。
	競争要	· 公正競争要件に従い、NTT ドコモ及び NTT コミュニケーションズは個別に資材調達を行っているものと考えますが、
	件(四)	NTT グループ全体での調達額の大きさから、ベンダー等に対する営業面等において、これを梃子にした影響力の行
		使は不可避であり、公正競争環境を実現するためには、共同資材調達を禁止するだけでは不十分であると考えま

検証項目	関連規	意見
	定等	
		す。 ・ 従って、NTT グループにおける資材調達とベンダーに対する NTT グループ各社のサービスの営業実績との関係を明らかにし、NTT においてグループ規模を梃子にした営業優位性が認められる場合には、大規模な調達を実施しているベンダー等に対する NTT グループの営業活動の全てを競争入札制にすることや、その際の取引条件を明らかにさせる等、NTT グループの資材調達力を梃子にした営業上の優位性排除のための追加的措置を検討することが必要であると考えます。
	NTT 再	【地域会社と長距離会社の営業業務集約】
	編 成 時	・ NTTグループは、平成 17 年 11 月 9 日に公表した「NTTグループ中期経営戦略の推進について」
	の公正	(http://www.ntt.co.jp/news/news05/0511phqg/051109.html)の中で、法人サービスにおけるアカウント体制を見直
	競争要	し、ネットワークソリューションを含めた対応をNTTコミュニケーションズが行うことを公表しています。この方針を受
	件(八)	け、NTTグループは法人サービスの提供体制見直しを以下の内容により、平成 18 年 8 月 1 日より開始しています。
		(http://www.ntt.co.jp/news/news06/0607/060721a.html)
		- 全国・グローバル型の利用者をNTT コミュニケーションズ、地方に限定された利用者をNTT 東西が担当する。
		- NTT 東西の法人利用者約 1800 社のうち、約 1600 社を NTT コミュニケーションズに移管する。
		- 利用者の移管に伴い、NTT 東西から NTT コミュニケーションズに約 1200 人の転籍を実施する。
		・ これに関し、弊社のお客様においても、NTT 東日本から NTT コミュニケーションズに転籍した同一人物が営業担当を
		継続し、NTT コミュニケーションズにおいてもグループとして全く同じ対応ができるとして、顧客対応業務を含め NTT
		東日本時代と全〈変わらないサービス提供が継続されている事例があります。
		・ この見直しはNTTグループ内での重複/競合を避ける施策ではありますが、人員の異動を含めて大幅な変更がなさ
		れているにも係わらず、顧客対応業務や営業トークを含め、全〈同様にサービス提供が継続出来ていることは、NTT

検証項目	関連規	意見
	定等	
		グループにおける法人サービス提供主体の変更前後を問わず、NTT 東西及び NTT コミュニケーションズの法人営業部門が実質的に一体として運営されていることを示すものに他ならず、このような営業部門の実質的な一体運営は、長距離会社に独立した営業部門の設置を課した NTT 再編時の公正競争要件(八)に反するものと考えられます。また、NTT 東西から NTT コミュニケーションズに移管された利用者に対しては、NTT コミュニケーションズが NTT 東西のサービスをも提供することとなり、逆に NTT 東西が担当する法人については NTT 東西が NTT コミュニケーションズのサービスを提供することとなり、実質的に両社で共同営業を実施していることになるものと考えます。この点については、NTT 再編時の公正競争要件(七)、(八)、(九)、及び電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触する懸念があるものと考えます。
	NTT 法 第2条第 5項	【NTT 東西における活用業務に係る実施状況】 ・ 競争セーフガード制度においては、NTT 東西の活用業務認可に係る認可条件等の公正競争要件について検証を実施することとされていますが、この検証にあたっては、NTT 東西における活用業務に係る実施状況等の報告内容の精緻化が前提となるものと考えます。しかしながら、現状 NTT 東西が実施している報告内容については、添付資料の一部が非公開である等そもそも不十分であり、外部検証に足るものとなっていません。 ・ このため、今回の検証の過程においては、まず初めに平成 19 年 7 月 18 日付で改正された「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」準じて外部検証に足る活用業務の実施状況等の報告を NTT 東西に実施させ、あわせて情報の非開示に関しては、NTT 東西に対し説明を行わせるべきと考えます。競争セーフガード制度における

	検証項目	関連規	意見
		定等	
			活用業務に係る公正競争要件の検証は、そうした NTT 東西の情報開示を前提として行われるべきと考えます。
			・ 特に、営業面でのファイアーウォールについては、NTT 東西の社内体制整備についての外部検証が困難であること
			に加え、別項にて挙げた多数の問題事例が存在しているため、十分な検証を実施できるように NTT 東西に対し情報
			を開示させるとともに、情報開示が不可な点については、非開示とせざるを得ない理由をNTT東西に挙証させる必要
			があるものと考えます。
3 その	他	NTT 法	【活用業務制度の形骸化】
		第2条第	· NTT 東西は中期経営戦略等に基づき、固定電話網から IP 電話網、メタルアクセスから光アクセスへの移行等を通
		5 項	じ、主要サービスの IP 化を図っているところですが、NTT 東西が、活用業務制度を利用しIP サービスを主要業務とし
			て営むことは NTT 法第 1 条第 2 項に定める地域電気通信事業を経営するという本来の目的との齟齬をきたし、そも
			そもの NTT 東西の業務範囲規制自体が機能しなくなることを意味します。活用業務は地域電気通信業務等の余剰
			資源をもって営まれるべきものであり、IP 電話サービスや IP サービス等を活用業務制度により、主要業務として提供
			することは活用業務制度を脱法的に利用しているものと言わざるを得ません。
			・ この点に関しては、平成 19 年 2 月 14 日のNTT社長会見 における「今、軸足がPSTNからIP系の方に移ってきてお
			り、~活用業務の方がメインになりつつある」といった発言や、「活用業務というものの概念を取り払って、フリーにし
			ろというような話になると、根源的な問題に入っていくので、そこまでは直ちに要求はしない」といった発言からも、
			NTT自身がNTT再編成の趣旨を形骸化させつつあること、及び本来は現行の業務範囲規制について根源的な見直
			しが必要であることを認識しているにも係わらず、現行制度下において如何に業務範囲規制を脱法的に切り抜ける
			かということを意図していることが明らかであり、極めて問題であると考えます。
			http://www.ntt.co.jp/kaiken/2007/070214.html

検証項目	関連規 定等	意見
	NTT 法 第8条	「NTT ブランドの優位性」 ・ NTT グループは、「NTT コミュニケーションズ」、「NTT ドコモ」、「NTT データ」等、グループの主要各社において「NTT」というコーポレートブランドを共有していますが、こうした各社における NTT ブランドの使用が、競争上、優位に機能しているものと考えます。このことは、「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」におけるユーザアンケートにおいて、NTT の FTTH サービスの利用を希望するユーザが、「事業者(NTT)のブランド力や信頼性が高い」を一番の選択理由として挙げていることからも明らかです。 更に、NTT 東西の業務アウトソーシングに伴い設立された都道府県域会社の社名は、「株式会社 NTT 東日本 - 神奈川」、「株式会社 NTT 東日本 - 九州」等となっており、グループ会社であることを容易に推測させるどころか、あたかもNTT 東西の1支店であるかのような印象を与えるものとなっており、利用者からは実質的に一体として認識されうるものとなっています。 ・ このような NTT ブランドの使用については現状では特別なルールは存在していませんが、競争事業者との公正な競争環境を整備するための措置の一環として、NTT 法第8条において"日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社"という文字の使用を禁止していることの主旨に鑑みた場合、問題があるものと考えます。 ・ つきましては、競争セーフガード制度において、このような「NTT」ブランドの共有による効果を検証するとともに、競争事業者との公平性を担保すべく、「NTT」ブランドの使用に係るルール整備を行って頂くことを希望します。
		【内部相互補助】 ・ NTT 東西の公表している指定電気通信役務損益明細表によると、B フレッツを含む「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」に係る収支は、大幅な赤字(NTT 東日本 : 103,099 百万円、NTT 西日本 : 126,873 百万円)となっていますが、その一方で、音声伝送役務の基本料収支を除く他の役務においては黒字となっています。また、

検証項目	関連規定等	意見
		「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」のさらなる内訳については公表されていないため、NTT 東西の B フレッツ単体での収支を把握することは出来ませんが、市場において B フレッツに多額の販促費が投入されていることを考慮すると、「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の中でも、特に B フレッツ単体での収支状況は極めて厳しいものであると想定されるところです。このような背景から、NTT 東西の独占分野から B フレッツへの内部相互補助が行われている可能性があるものと考えられます。 ・ 内部相互補助に関しては、共同ガイドラインにおいて「独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること」及び「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること」が、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害する料金設定の例として挙げられており、このような事実が明らかになった場合には、電気通信事業法第 19 条第 2 項、第 20 条第 3 項に基づく契約約款変更命令や電気通信事業法第 29 条第 1 項第 2 号 ~ 第 7 号に基づく業務改善命令が発動されることとなっています。 ・ つきましては、競争セーフガード制度において、現在「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において検討されている会計制度の見直しの方向性も踏まえ、NTT 東西の B フレッツに係る販促費・営業費の実態に関して具体的に検証し、仮に独占的事業分野である固定電話事業からの内部相互補助が行われていることが明らかとなった場合には、直ちに電気通信事業法に基づく契約約款変更命令や業務改善命令等の措置を発動して頂きたいと考えます。なお、この検証に際して、NTT 東西が独占的事業分野から競争分野への内部相互補助を行っていないとするのであれば、その事実に関する挙証責任をNTT 東西に負わせる必要があるものと考えます。
		【116 窓口における問合せ状況の実態】 ・ 「IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第二次報告書」(平成 18 年 6 月 16 日公表)において、「新規サービスの受付については 1XY 番号による対応とは別とし」、「総務省より NTT 東西に対し、当分の間、1XY 番号

検証項目	関連規	意見
	定等	
		による問い合わせの現状(1XY 番号による問い合わせの受付件数及び代表的な新規サービスの申込みの受付件数
		を含む。)についての報告を求めることにより、総務省において実態の把握に努めることが適当」とされているところで
		す。今回の競争セーフガード制度においても、この報告書の内容に沿って、116窓口における問合せ状況の実態を把
		握することとし、 仮に 116 窓口における新規サービスの受付が引き続きかなりの件数にのぼるのであれば、競争事業
		者との公平な競争環境の整備を更に推進するために、116 問合せ窓口と新規サービス受付窓口に係るブースを分け
		る等の追加的措置をとることが適当と考えます。

以上